

痴漢被害等に遭った受験生の受験機会確保について

- 受験生の心理につけ込んだ**痴漢被害（事件・事故等）に遭ったことにより、受験生が受験機会を失うことがないように**、試験時間の繰り下げや別日程への振替等の対象とするなど、**受験機会の確保のための柔軟な対応に努めていただくようお願いいたします。**

■背景

昨今、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）上において、入学者選抜の試験に遅刻できないがゆえに通報することが困難である受験生の心理につけ込んで、痴漢をおおる投稿が相次いでいることが報道されている。

■痴漢撲滅に向けた政策パッケージ（令和5年3月30日内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、国土交通省）

⑤ 被害に遭った受験生の受験機会の確保（文部科学省）

大学や高等学校等に対し、**入学者選抜において**、受験生が、試験場に向かう途中の**事故・事件に巻き込まれた場合や、痴漢の被害にあった場合などやむを得ない事由により受験機会を失うことのないよう**、試験時間の繰り下げや別日程への振替等の対象とするなど、**受験機会の確保のための柔軟な対応に努める**よう周知する。

■令和7年度大学入学者選抜実施要項（6文科高第299号令和6年6月5日高等教育局長通知）

第13の6 災害等の不測の事態への対応

各大学は、大学の実情に応じて、次のようなことについても継続的に対応することが考えられる。

- （2）**自然災害や人為災害など不測の事態により、試験に遅刻した者又は受験することができなかった者が**いる場合には、試験時間の繰り下げや別日程への振替等の対象とするなど、当該受験者の**受験機会の確保等に配慮**すること。

（参考）大学入学共通テストにおける対応

- 痴漢被害等にあった場合などを理由に受験できない場合は、**追試験の対象**とする。
- 試験当日の服装は、私服でも構わないことをQ & Aに掲載。

※上記対応について、令和6年度大学入学共通テストにおいては、文科省公式SNSにおいて広く周知。